

大垣市 農業委員会だより

第26号

令和7年1月1日発行

編集/発行 大垣市農業委員会
(大垣市丸の内2丁目29番地)

☎ 0584-81-4111(内線2532)

☎ 0584-47-8614(直通)

Fax 0584-81-4899

新春のご挨拶

大垣市農業委員会

会長 岩井 豊太郎



新年あけましておめでとうございます。
令和七年の新春を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、元旦に能登半島地震が発生し、復興・復旧に取り組んでいる中の九月に、記録的な豪雨による河川氾濫や土砂崩れ等が発生しました。この豪雨により、地震以上の被害を受けられた方もおられるとお聞きしています。お亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈りするとともに、被害にあわれた方々に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復興・復旧を願っています。

本市においても同時期に台風十号がもたらした豪雨によって、水

門川、杭瀬川の越流による家屋の浸水被害が発生いたしました。農地の冠水もありましたが、大きな被害にならなくてよかったと思っております。

さて、昨年は、農政の憲法といわれる「食料・農業・農村基本法」が、成立から四半世紀を経て改正されました。改正では、近年の世界的な食糧需給の変動、地球温暖化の進行、我が国の人口減少による農業者の減少、さらに高齢化の進行による農村コミュニティの衰退といった情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理

念が見直され、関連する基本的施策が定められました。今後は、基本計画の策定や合理的な価格形成システムなどの法制化が控えており、農政は大きな転換期を迎えております。

また、令和五年四月には、改正農業経営基盤強化促進法が施行され市町村は目標地図を盛り込んだ「地域計画」を令和七年三月までに策定することになりました。

このため、昨年一月に、地域計画が最重要テーマとして位置づけた「第三次ぎふ農業委員会活性化大作戦」を決議し、「一農業委員会一事例づくり」の取り組みを通じて、農地利用の最適化の推進に努めてきました。

地域計画は、「十年後の地域農業の設計図」であり、今後の農業施策の核となるものです。策定期限である本年三月に向けて、着実に進めていく必要がありますので、皆様のご協力をあらためてお願いいたします。

本年も地域農政発展のために、ともに頑張りましょう。

これからの日本の食と農地



農業委員

柳瀬 美穂

現在、日本の農地については、たくさんすぎるほどの課題があります。

農家への明らかな補助の減少、米価の下落、肥料等の高騰化、農機具等の高額な維持費そして税金などなど。

農業には：現実的にリスクが多い！夢がない！魅力がない！そんな風に感じている方は多いのではないのでしょうか。

たくさんさんの情報があふれる今、農地が農地としてある限り、いつかはそこで、自分で選んだ信用のできる食を作ることができます。そのために行動しないと農地も食も守っていけません。けどそれは、農業委員や生産者だけでは無理です。

農地を預けている地主さん消費者の方皆さんのお力が必要です。

私は、農業委員に任命されてから、農業の課題を強く感じ、食のこれからを皆様と共に守っていきたいと思っています！

今の日本は、農地を守っている方々のお陰で、安心安全な食が守られています。

農地を守るために、私達がまずできることは、「日本で生産された物を食べる」ということです。自国の消費率をあげましょう。

・変わらぬ農地、安全な食を守りたい！
・これからを担う子供達や大切な方のために！
きつとその想いが知恵となります！

どうぞ教えてください！

若輩者ですがよろしくお願いします。

農業委員になって



農業委員

三輪 則夫

今までは、自分の田んぼで作業をするこ
とだけを考えてきました。

今回何も分からないまま農業委員を引き受けましたが、農地利用最適化推進委員さんと地域の農地のパトロールを実施したところ、遊休農地、耕作放棄地の多さに驚きました。

上石津地区は山間地であり、傾斜地が多いため、維持管理をするのも難しい現状です。また、担い手の高齢化、後継者不足に加え、儲からない、重労働、機械が高い、収入が不安定、魅力を感じる事が無いなど若い人の担い手の確保も課題でございます。

今後は、遊休農地、耕作放棄地を少しでも無くなるようにするにはどうしたらいいかを農地利用最適化推進委員、行政、また農地中間管理機構の方々と話し合い、若い人たちが安心して農業に取り組めるよう、補助事業などを活用し少しでも農業者の収入に繋げていけるように努めてまいります。

農地利用最適化推進委員として



農地利用最適化推進委員

河合 裕満

私は、墨俣町地区農事改良組合の推薦を受け令和五年七月に、農地利用最適化推進委員として農業委員会から委嘱されました。

推進委員に任命され、すぐに農地パトロールを行いました。そこで感じたことは、耕作放棄地を見ると草木が延び放題のため、隣接する農地に影響を及ぼす様な所が多数見受けられたことです。私自身この様な農地の発生防止を図る必要性を痛感しました。

当墨俣地区の農業の現状を見ると、主に水稻を中心とした作付が行われています。

その様な中、以下の様な課題があります。農業従事者の高齢化及び減少。それに伴う担い手不足。これらを解決するには、農地の集積と集約を進める必要があります。

この様な問題を解決する為、地域計画の中で検討すると共に、農業委員さんと地域の人との情報交換を密にし、地域農業の振興に努めて行きたいと思っています。

なお、昨年度から農業委員、推進委員にタブレット端末が貸与されました。これを活用し農地利用の最適化に努めます。





あなたの農地！鳥獣害でお困りでないですか？



農地での鳥獣被害でお困りの方へ、2つの制度をご紹介します。

- ① 鳥獣の捕獲許可と捕獲オリの貸出
- ② 有害獣防除施設設置事業補助金

① 鳥獣の捕獲許可と捕獲オリの貸出

野生鳥獣をむやみに捕獲することは法律で禁じられており、捕獲を行う場合は許可が必要です。

○小型有害獣を捕獲する場合には、次の2種類がございます。

- ・ご自身で捕獲の許可申請を行い、ご自身で捕獲。
- ・捕獲業者に申請と捕獲を依頼し業者が捕獲。(有料)。

市では、ご自身で捕獲をされる方に捕獲オリの貸出をしています。

※捕獲オリは重量約4.3kg、サイズは26.5cm×31.5cm×81.5cmの長方形箱型



箱わな

② 有害獣防除施設設置事業補助金

農作物被害防止目的で電気柵や防護ネット購入者に対し、資材費の1/3を補助します。

申請の流れ

- (1) 有害鳥獣による被害を受けた、または受ける恐れのある農地へ、自身で電気柵または防護ネットを購入・設置。



- (2) 納品書や領収書の写しを保管し、設置場所が分かる地図と写真を複数枚用意。



- (3) 「有害獣防除施設設置事業補助金申請書」を記載し、(2)の書類を添付して市へ提出。



- (4) 指定された金融機関へ、当該年度末までに(※)補助金を振り込み。



防護柵

- ※ 条件
- ・設置費用が1万円以上
 - ・補助額は当該事業費の1/3以内とし、千円未満は切り捨て
 - ・1事業年度につき1設置者当たり15万円が限度。



詳細につきましては、大垣市役所経済部農林課 林政・獣害対策 G
0584-47-8629 (直通) まで、お問い合わせください。

女性農業委員が活躍しています

当市農業委員会は、国が定める第5次男女共同参画基本計画により、農業委員に占める女性の割合を早期に20%の目標とするところ、現在、定数19人に対して、4名（割合：21%）の女性農業委員が活躍されています。

令和5年7月の改選時に、1名から4名へと増員されました。女性委員さんは、認定農業者、新規就農者、農業者、主婦と、さまざまですが、普段の農業とは別に、毎月の定例農業委員会参画をはじめ、遊休農地の新規発生の防止、農地の集積集約又は新規就農者の促進等について、皆様の相談に乗ることで、地域農業の発展の一翼を担っております。

平均年齢も男性委員の、73.2歳に対して、52.5歳と若く、そのため、昨年度から導入のタブレット端末の扱いにも慣れ、端末操作研修では今やリーダー的な存在でございます。

男性委員のこれまで培ってきた経験と、これまでなかった女性委員の生活者の視点や多彩な能力をうまくかみ合わせながら、農業を取り巻く様々な課題に取り組んでおります。

一方で、農地利用最適化推進委員には、まだ女性はいません。

これを、お読みになっている女性農業者の方々！！

次回の改選期には是非、当農業委員会への参画をご検討いただきますようお願いいたします。



大垣市農地賃借料情報

令和6年1月から12月までに、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定された賃借料及び農地法第3条許可により設定された賃借料における賃借料水準は、次のとおりです。

〈水田の部/10a当たり〉

締結（公告）された地域名	平均額（円）	最高額（円）	最低額（円）	データ数
大垣地域	33,000	33,000	33,000	1
上石津地域	3,090	6,000	2,000	22
墨俣地域	5,000	5,000	5,000	9

農業者年金に加入しましょう

一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります。

- ・ 最長20年間、保険料の国庫補助が受けられます。
- ・ 35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間
- ・ 35歳以上であれば10年以内（通算して最長20年）

詳しくは

農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>

